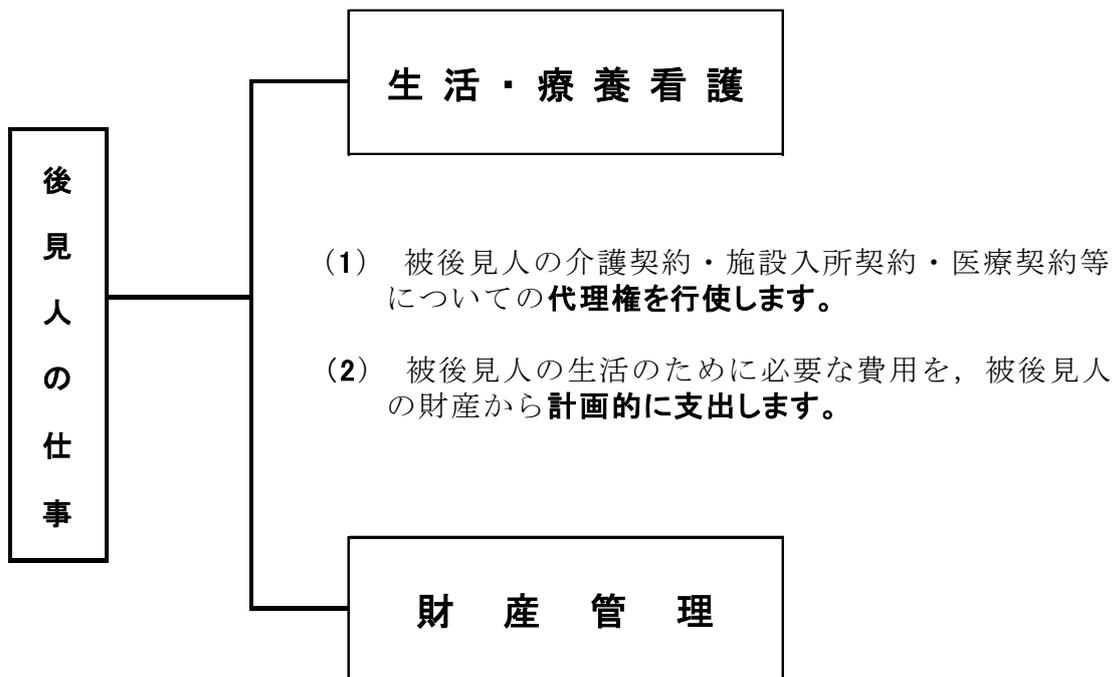


成年後見人の仕事と責任について

家庭裁判所は、申立人から推薦された候補者にとらわれず、いろいろな事情を考慮して、成年後見人を選任します。

選任された成年後見人は、成年被後見人（成年後見を開始された本人、以下「被後見人」といいます。）の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような仕事を行います。



- (1) 被後見人の**財産を管理**します。
- (2) 被後見人の財産に関する法律行為についての**代理権**を行使します。
- (3) 被後見人の行った法律行為の**取消権**を行使します。

生活・療養看護

まず、被後見人の財産や収入を把握し、医療費や税金などのきまった支出の概算をし、**療養看護の計画を立て、収支の予定を立てます。**

被後見人の療養看護は長期にわたることもありますので、**中長期的展望に立って**、最善の療養看護ができるように計画します。

財産管理

- (1) 後見開始の審判が確定した後速やかに被後見人の財産を調査し、**定められた期間内に、財産目録を作成**して、家庭裁判所に提出します。
- (2) **被後見人の財産を後見人や第三者の財産と混同してはいけません。**また、被後見人名義の財産を後見人個人の名義にすることはできません。例えば、税金対策などを理由とする生前贈与等は認めていません。
- (3) 被後見人の財産に損害を与えないような**安全な方法で管理**します。例えば、元本の保証されない投資等による管理は相当ではありません。
- (4) **被後見人の財産から支出できるものは**、基本的には、被後見人の生活や療養看護に関する費用に限られます。
- (5) 被後見人の収入、支出について、**金銭出納帳を付け、領収書等の資料を保管**します。また、一定期間ごとに収支のバランスがとれているかチェックします。そして、定期的に家庭裁判所に財産目録を提出していただく等、後見事務について報告していただくなくてはなりません。
- (6) 被後見人の居住用の不動産について、売却や賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等の処分をする場合には、事前に家庭裁判所に「**居住用不動産の処分についての許可**」の申立てをして許可を得る必要があります。必要書類等は家庭裁判所にお問い合わせください。
- (7) 後見人と被後見人がお互いに遺産分割や賃貸借等の当事者になるなど、その利害が対立するときには、「**特別代理人選任**」の申立てをする必要があります。事前に家庭裁判所にご相談ください。

保佐人の仕事と責任について

家庭裁判所は、申立人から推薦された候補者にとらわれず、いろいろな事情を考慮して、保佐人を選任します。

選任された保佐人は、被保佐人（保佐を開始された本人）の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような仕事を行います。

保 佐 人 の 仕 事

(1) 同意権・取消権

被保佐人が民法 **13** 条 **1** 項各号の行為(次ページをごらんください。)をするには、保佐人の同意が必要です。また、家庭裁判所は **13** 条 **1** 項以外の事柄についても、申立てにより同意権を付与することができます。

保佐人の同意なく行われた上記行為については、保佐人及び被保佐人はこれを取り消すことができます。また、被保佐人だけで行ってしまった行為については、これを追認(後から有効であると認めること)することもできます。

(2) 代理権

家庭裁判所が審判で定めた特定の法律行為につき、被保佐人に代わってこれを行うことができます。対象となる行為には法律上の制限はありませんが、被保佐人以外の者からの申立てによる場合は、被保佐人の同意が必要です。

つまり、保佐人は、被保佐人の利益になるよう適切に同意を与えたり、被保佐人にとって不利益な行為を取り消したりすることによって被保佐人を保護し、その権利を守る立場にあります。

さらに審判で認められた範囲内で代理権を有し、この限度で被保佐人の財産管理権等を有することになります。

民法 13 条 1 項に定められた法律行為

- ① 貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したり預けたりすること
- ② お金を借りたり、他人の保証人になること
- ③ 不動産や高価な財産を売り買いしたり、貸したり、担保をつけるなどすること
- ④ 訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること
- ⑤ 贈与、和解をしたり、仲裁合意をすること
- ⑥ 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- ⑦ 贈与や遺贈を断ったり、何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること
- ⑧ 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- ⑨ 宅地を 5 年以上、建物を 3 年以上、動産を半年以上にわたって貸す契約をすること

(3) 居住用不動産の処分についての許可

不動産についての代理権があり、被保佐人の居住用不動産について、売却や賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等の処分をする場合には、事前に家庭裁判所に「**居住用不動産の処分についての許可**」の申立てをして許可を得る必要があります。必要書類等は家庭裁判所にお問い合わせください。

(4) 臨時保佐人の選任

保佐人と被保佐人がお互いに遺産分割や賃貸借等の当事者になるなど、その利害が対立するときには、「**臨時保佐人選任**」の申立てをする必要があります。事前に家庭裁判所にご相談ください。

補助人の仕事と責任について

家庭裁判所は、申立人から推薦された候補者にとらわれず、いろいろな事情を考慮して、補助人を選任します。

選任された補助人は、被補助人（補助を開始された本人）の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような仕事をを行います。

補 助 人 の 仕 事

(1) 同意権・取消権

補助人は、被補助人が民法 **13** 条 **1** 項各号の行為（次ページをごらんください。）のうち、被補助人の同意があり、家庭裁判所が審判で定めた法律行為をするに際して同意権を有します。補助人の同意なく行われた上記行為については、補助人及び被補助人はこれを取り消すことができます。また、被補助人のみで行ってしまった行為については、これを追認（後から有効であると認めること）することもできます。

(2) 代理権

家庭裁判所が審判で定めた特定の法律行為につき、被補助人に代わってこれを行うことができます。対象となる行為には法律上の制限はありませんが、被補助人以外の者からの申立てによるときは、被補助人の同意が必要です。

つまり、補助人は、被補助人の利益になるよう適切に同意を与えたり、被補助人にとって不利益な行為を取り消したりすることによって被補助人を保護し、その権利を守る立場にあります。

さらに審判で認められた範囲内で代理権を有し、この限度で被補助人の財産管理権等を有することになります。

民法 13 条 1 項に定められた法律行為

- ① 貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したり預けたりすること
- ② お金を借りたり、他人の保証人になること
- ③ 不動産や高価な財産を売り買いしたり、貸したり、担保をつけるなどすること
- ④ 訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること
- ⑤ 贈与、和解をしたり、仲裁合意をすること
- ⑥ 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- ⑦ 贈与や遺贈を断ったり、何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること
- ⑧ 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- ⑨ 宅地を **5** 年以上、建物を **3** 年以上、動産を半年以上にわたって貸す契約をすること

(3) 居住用不動産の処分についての許可

不動産についての代理権があり、被補助人の居住用不動産について、売却や賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等の処分をする場合には、事前に家庭裁判所に「**居住用不動産の処分についての許可**」の**申立て**をして許可を得る必要があります。必要書類等は家庭裁判所にお問い合わせください。

(4) 臨時補助人の選任

補助人と被補助人がお互いに遺産分割や賃貸借等の当事者となるなど、その利害が対立するときには、「**臨時補助人選任**」の**申立て**をする必要があります。事前に家庭裁判所にご相談ください。

家庭裁判所による後見／保佐／補助監督

家庭裁判所は、被後見人等の利益が十分守られるように、後見等の事務を監督することになっています。そのため、定期的に、あるいは随時、後見等の事務に関し報告を求めたり、調査をしますので、日頃からそれに備えておくことが必要になります。

被後見人等の生活状況に**大きな変動(入院、転居等)がある場合や大きな財産処分、高額な物品の購入、遺産分割等を行う場合は**、事前に家庭裁判所に連絡していただく必要があります。

後見人／保佐人／補助人の報酬付与

後見人等の報酬は、家庭裁判所の審判があってはじめて受け取ることができますので、家庭裁判所に「**報酬付与**」の申立てをする必要があります。**被後見人等の財産から勝手に差し引くことはできません。**

後見人／保佐人／補助人の任務の終了

後見人等の任務は、後見人等の辞任(家庭裁判所の許可が必要です)、解任、後見等開始審判の取消し、被後見人等の死亡などにより終了します。被後見人等の死亡の場合には**2か月以内**に、後見人等として行った被後見人等の**財産管理の計算**を行い、その財産を相続人に引き継ぎます。

後見人／保佐人／補助人の責任

不適切な財産管理や家庭裁判所の求めた財産目録を提出しない、家庭裁判所の呼出しに応じないなど後見人等として不適任なときは、家庭裁判所が、後見人等を解任し、新たに第三者専門職を後見人等に選任することがあります。

なお、注意義務に違反し、損害が発生した場合は、賠償を求められることがあります。後見人等が被後見人等の財産を使い込むなどした場合、悪質なときは、刑事上の責任を問われることもあります。

大 阪 家 庭 裁 判 所 後 見 セ ン タ ー 〒 5 4 0 - 0 0 0 8 大 阪 市 中 央 区 大 手 前 4 丁 目 1 番 1 3 号 電 話 0 6 (6 9 4 3) 5 8 7 2

大 阪 家 庭 裁 判 所 堺 支 部 後 見 セ ン タ ー 〒 5 9 0 - 0 0 7 8 堺 市 堺 区 南 瓦 町 2 番 2 8 号 電 話 0 7 2 (2 2 3) 8 9 4 9

大 阪 家 庭 裁 判 所 岸 和 田 支 部 後 見 セ ン タ ー 〒 5 9 6 - 0 0 4 2 岸 和 田 市 加 守 町 4 丁 目 2 7 番 2 号 電 話 0 7 2 (4 4 1) 6 8 0 4